

政令第 号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置

法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十年一月一日とする。

理由

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。